

生成 AI サービス提供業務公募型プロポーザル 評価基準書

本評価基準書は「生成 AI サービス提供業務」に係る調達の評価基準について示したものである。

1. 評価項目

評価項目は一次審査、二次審査ともに以下のとおりとする。

| 評価項目 | 評価の観点 | 一次審査 配点 | 二次審査 配点 | 合計 |
|-----------------------|--|--------------|--------------|----------------|
| 1 提案内容・業務理解 | | 50 点 | 50 点 | 100 点 |
| | <ul style="list-style-type: none"> ○当市の調達目的及び課題を十分に理解しているか。 ○仕様書の内容を的確に踏まえた提案となっているか。 ○生成 AI 導入による業務改善効果が示されているか。 ○提案内容に実現性及び一貫性があるか。 | | | |
| 2 職員の利便性・操作性 | | 100 点 | 100 点 | 200 点 |
| | <ul style="list-style-type: none"> ○画面構成やメニューが分かりやすく、直感的に操作できるか。 ○回答品質が早く、かつ業務を妨げない速さで応答するか。 ○文書生成、要約、校正、翻訳、画像生成等の機能を迷わず行えるか。 ○プロンプトの登録・共有など、業務の効率化に資する機能があるか。 ○管理者及び利用者双方にとって使いやすいか。 | | | |
| 3 サービスレベル・運用体制 | | 50 点 | 50 点 | 100 点 |
| | <ul style="list-style-type: none"> ○SLA（サービス稼働率）が十分か。 ○障害時の対応時間・復旧体制が明確か。 ○問い合わせ窓口が充実しているか。 ○保守体制が十分であるか。 ○ソフトウェア更新やメンテナンス体制が適切か。 | | | |
| 4 独自提案・将来性 | | 200 点 | 200 点 | 400 点 |
| | <ul style="list-style-type: none"> ○仕様書にない有効な機能やサービスが提案されているか。 ○当市の業務改善に寄与する提案であるか。 ○将来的な機能拡張性があるか。 ○他システムとの連携や AI 活用の発展性があるか。 | | | |
| 5 価格点 | | 100 点 | 100 点 | 200 点 |
| | <ul style="list-style-type: none"> ○最低提案価格を提案価格で除して得た値に、配点を乗じた値とする。 ○全事業者から提示される見積書に基づき算出し、一次審査、二次審査ともに同じ得点とする。 | | | |
| 合計 | | 500 点 | 500 点 | 1,000 点 |

2. 価格点以外の評価方法

一次審査は提案書に基づき、二次審査は提案書を補足するプレゼンテーション・デモンストレーションに基づき評価を行う。

価格点を除き、提案審査委員が評価項目ごとにAからEまでの5段階評価を行う。

それぞれの評価項目の配点に、次の評価係数を乗じる。なお、評価項目ごとに、最高点と最低点をつけたものを1つずつ除いたうえで平均を算出する。

平均算出計算の結果、小数点以下の端数が生じた場合は、小数点第1位を四捨五入する。

| 評価 | 評価係数 | 判断基準 |
|---------|------|--|
| A 極めて優秀 | 1.0 | 提案内容が当市にとって極めて有効であり、妥当性、具体性に優れている。 |
| B 優秀 | 0.75 | 提案内容が当市にとって有効であり、妥当性、具体性が十分に認められる。 |
| C 標準的 | 0.5 | 提案内容が標準的な水準にあり、必要な妥当性、具体性及び実現性が認められる。 |
| D やや劣る | 0.25 | 提案依頼項目への説明に不明瞭な点があり、妥当性、具体性又は実現性が十分でない。 |
| E 非常に劣る | 0.0 | 提案依頼項目への説明が乏しい又は必要な記載を欠き、提案内容として著しく不適切である。 |

例) 評価項目1について、提案審査委員5名がそれぞれA, A, C, C, Dと評価した場合
 ①配点50点を評価係数に乗じる A:50点 A:50点 C:25点 C:25点 D:12.5点
 ②最高点、最低点を1つずつ除く A:50点 C:25点 C:25点
 ③平均点を算出し、小数点第一位を四捨五入する $(50+25+25) \div 3 \doteq 33$ 点

3. 価格点の評価方法

価格点については、一次審査、二次審査ともに次の基準で評価を行う。

全事業者の提案価格のうち最も低い価格（最低提案価格）を、評価する対象の事業者の提案価格で除して得た値に、配点に乗じた値とする。

価格点 = 100点 × (最低提案価格 / 提案価格)

計算の結果、小数点以下の端数が生じた場合は、小数点第1位を四捨五入する。

なお、価格点は、一次審査において全事業者から提示される見積書に基づき算出し、その得点を二次審査でもそのまま用いる。二次審査において一次審査通過者のみで再計算することはしない。したがって、価格点は一次審査・二次審査で同一の得点となるが、これは合計得点(1,000点)における価格点の比重(200点)を確保するためである。